

経営事項審査（経審）について

【Q 1】 経審は必ず受けなければならないですか。

【A 1】 公共工事を直接受注しない場合、受ける必要はありません。

【Q 2】 基準日から経審受審の間に業種追加したものも受審できますか。

【A 2】 申請日に有効な許可業種は申請できます。

【Q 3】 基準日から経審受審の間に業種を一部廃業したものも受審できますか。

【A 3】 申請日時点で、有効な許可が無い場合、受審できません。

【Q 4】 技能者数とはどの範囲のことですか。

【A 4】 経審書類に出てくる技術職員、技術者、技能者とは以下の定義となっています。

「技術職員」・・・専任技術者、監理技術者、主任技術者になれる者（有資格者や
10年実務経験者など）

また、一級技士補はここに入ります。

「技術者」・・・「技術職員」＋二級技士補

「技能者」・・・建設工事の施工管理のみを行う者（技術者）以外の現場労働者
技術職員を含む技術者以外の現場作業員です。

一般的には資格を有していない者が該当します。

ここから、上記の「技能者」の人数を記載していただくことになります。

また、技術者と技能者は兼任が可能です。例えば、ある現場では施工管理をするが、別の現場では作業員として働いている場合などです。

【Q 5】 技能レベル向上者数は初めてCCUSを登録した人数も含めることができますか。

【A 5】 技能レベル向上は例えばレベル1→2などになったものです。よって、未登録から登録（レベル1→1）は向上には含めません。

【Q 6】 技術職員名簿の「講習受講」において監理技術者は全員「1」になりますか。

【A 6】 建設業法第15条第2号イに該当する者が、項番82に記載した業種について、審査基準日時点で有効な監理技術者資格証の交付を受けていれば「1」となります。
有効な監理技術者資格証とは、期限までに監理技術者資格証の更新を行い、監理技術者講習を、受講期限を迎える年の12月までに受講している場合が有効と判断されます。また、経験年数で資格を取得している場合は、建設業法第15条第2号イに該当しないため（経験年数は、建設業法第15条第2号ロに該当する）、有効な監理技術者資格証を保持していても「2」となります。

【Q 7】技術職員名簿において、一級技士補の資格コードは何番ですか。

【A 7】一級技士補はどの資格の技士補であってもコードは「005：建設業法施行令第28条該当」に分類されます。

【Q 8】建設機械においてR5年の1月改正で、変更点はありますか。

【A 8】R5年の1月以降の申請において、土砂等を運搬する「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」、「ダンプセミトレーラー」が新たに保有台数に含まれます。（車検証を確認し、車体の形状が前述の記載があるものに限る。）

また、作業床の高さが2m以上の高所作業車、締固め用機械（ローラー）、解体用機械（ブレーカ等車両系建設機械に限る。）も保有台数に含めることができます。（こちらはバックホウ等と同様に特定自主検査証を確認します。）

【Q 9】「建設工事従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」とはどのようなことなのでしょうか。

【A 9】キャリアアップシステム（CCUS）の就業履歴のことです。

具体的には、次の①～③の全てを実施していることが条件となります。

①CCUS上での現場・契約情報の登録

②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備*

③経営事項審査申請時に様式第6号の誓約書の提出

*直接入力によらない方法とは

就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること

この項目は軽微な工事、災害応急対策工事は対象としません。

またこの項目は令和5年8月14日以降に終了日を迎える事業年度から審査対象となります。（この日以前の事業年度であっても点数の有利不利は、計算方法が異なるため発生しません。）

【Q 10】公認会計士等や二級登録経理試験合格者の数において、講習の受講が必要となったのですか。

【A 10】令和5年4月1日以降の申請において、一級登録経理講習又は、二級登録経理講習を受講した者で、受講した日の属する年度の翌年度の開始日から起算して5年を超えない者が人数に認められます。（例えば令和4年度に受講した場合、その受講証明は令和5年度から令和9年度の5年間で有効となります。）